

## 資料2 日本国籍喪失・剥奪に関連する学説、

### 地裁・高裁判決の評釈

上告人代理人が確認できた文献を、発行日順に整理した。日本国籍とアイデンティティに関する文献は、資料3に別途記載した。

#### (1) 宮崎繁樹「放棄された領土と住民の国籍」42頁(1978年)、甲112

ローマ法以来の法原則（「法律が共通善に合致するためには、民衆の承諾よりも良いしるしはない。」）及び憲法13条を根拠に、次のように述べている。

「国籍喪失によって当該者が無国籍者とならない場合であっても、本人の申請、同意によらずに当該者の国籍を失わせしめんとする場合は、公共の観点から国籍の剥奪が必要と認められる場合に限り解すべきである。」

#### (2) 松井茂記「日本国憲法(第3版)」39頁、97～98頁、138～139頁(2007年)、甲66、184

「第1に、主権原理との関連でいえば、国民は、憲法制定という行為によって日本国という政治共同体を組織し、政府を樹立し、その組織を定め、その権限を授権し、その権限行使のプロセスを定めた。その権力が由来する国民を当然前提としているはずである。その権力が由来する国民を、憲法によって与えられた権限で自由に定義できるとするのは矛盾する。／第2に、憲法は、憲法改正に「国民」投票を要求し、国民に憲法改正権を付与している。また憲法は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」(15条1項)と規定しており、国会が国民と認めたものだけが選挙権を有すると考えることはできない。また、憲法は国民に表現の自由など政治参加のプロセスに不可欠な諸権利を保障している。これらの権利も、国会が国民と認めた者だけが享有できると考えることはできない。／日本国憲法は、日本という政治共同体の不可欠の構成員である「市民」を当然「国民」と想定している。国会は、これらのすべての市民に日本国籍を与える憲法上の義務がある。それゆえ、国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制約されているというべきである。それゆえ、これらの市民の国籍を否定したり国籍を剥奪することは、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されないものと考えべきである。」(138～139頁)

憲法の要請する代表民主制は、多様な価値観を有する国民が選挙と議会を通じて協働し国家統治に参加していくというものである。その過程では、さまざまな個人、集団が交差し、「どの一つの集団も、政治を支配するほど強力な力は持ちえない」。「すべての集団は少数者であり、集団が多数者を形成するためには、利害関係の異なる集団との提携によるしかない。それゆえ今日の多数者は明日の少数者であり、今日の少数者は明日の多数者である」。多様な価値観が尊重されるべきことを前提とする憲法は、民主制のこのようなメカニズムが作動する過程を保障したもの、つまり「現に政権の座にある集団が自分たちがいつまでも権力の座にいたることができるよう、政治変化の経路を閉ざしてしまったり、特定の少数者を排斥して新しい連合体の形成を阻止しようとしたりすることを禁止したもの」と解される。すなわち憲法は、すべての国民が国民としての権利を行使し、政治参加しつづけることのできる過程を保障していると論じている(39頁、97～98頁)。

#### (3) 赤坂正浩「憲法1 人権(第5版)」14頁(2013年)、甲73

「国籍離脱は、政治的・宗教的・民族的理由などで自国政府から迫害を受けた国民が、その法的支配を脱して他国の構成員になるという、政治的には大変重要な意味を持つ決断の場合がある。日本国憲法は、個人の価値は国家の価値にまさるという「個人主義」の立場を徹底させて、国籍離脱を権利

として認めた。逆に、日本政府が日本国民の国籍を剥奪することは、この規定が禁止していると理解できる。」

**(4) 松本和彦「憲法Ⅰ 基本権」 穴戸・松本、321頁 (2016年)、甲111**

「国籍離脱の自由は、国籍を離脱しない自由、すなわち、現在有している日本国籍を喪失させられることのない自由も含むと解される。それゆえ、国籍を恣意的に剥奪されない自由も、ここで保障される。…仮に二重国籍防止の正当性が失われたら、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失も、国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになる。」

**(5) 穴戸常寿「憲法Ⅰ 基本権」 33頁 (2016年)、甲96**

2008(平成20)年6月4日最高裁判所大法廷判決をふまえて「国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を奪うことは憲法上禁止されていると解すべきである。」と論じている。

**(6) 近藤敦「人権法」 44頁 (2016年)、甲18**

端的に日本国籍の恣意的剥奪は禁止される、とする。

**(7) 長谷部恭男「注釈日本国憲法(2)」 45頁 (2017年)、甲72**

沿革として美濃部達吉の「国家は国民の意思に反して一方的に之(国籍)を剥奪することを得ず」との見解を引用し、アメリカ判例、イギリス国籍法を比較対象として挙げたうえで、「国籍の保持が当該国家によって自己の権利・利益を保障される前提条件となっていることを考えれば、合衆国判例の立場を原則とすべきであろう」として、本人の意思に反して国籍を奪うことは原則としてできないと論じている。

(ここで挙げられている合衆国判例とは、連邦議会は合衆国市民権を本人の意思に反して奪うことができないとするアフロイム対ラスク事件判決Afroyim v. Rusk, 387 U.S.253,267(1967)のこと。)

**(8) 高橋和之「立憲主義と日本国憲法」 91頁 (2017年)、甲227**

日本国籍喪失の場面での立法裁量は相対的に狭くなるとする。

**(9) 館田晶子「人権としての国籍の可能性」 108~112頁 (2019年)、甲219**

「国籍と権利享有主体性が結びつく場合、「権利がほしければ国籍を取ればよい」という言説は、帰化により原国籍を失わせる制度を採る国においては、国籍国の外にいるからこそ国籍によってつなぎ止められているアイデンティティを、放棄せよというに等しい場合がある。／国籍取得の根拠とされる「真正な結合関係」、二〇〇八年判決の言葉を借りれば、「我が国との密接な結び付き」は、国籍があることによって形成されるという側面もある。国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成され、あるいは保持されるという側面である。このことは、日本国内に居住している日本国民よりむしろ、海外に居住している日本国民の場合の方がより妥当するのではないかと思われる。国籍の保持によって当該国家の国民であると自他にアイデンティファイされることにより、その国民としてのアイデンティティが形成・強化されることは、越境研究においても指摘されている。」(108~109頁)。

「もともと、国籍に付随するアイデンティティは、そもそも国籍制度が国家構成員の資格という公的意義をもつものであることから、純然たるプライバシー理論にはなじみにくい側面もあり、制度優先的あるいは制度準拠思考の中で利益衡量において劣後しがちである。しかし、国籍がアイデンティティと深く関わり、重国籍の容認の根拠の一つとされていることはすでに述べたとおりである。／国籍の恣意的剥奪の問題性は、国籍が「権利を得るための権利」であるからだけでなく個人の人格と

も深く関わり、国籍の剥奪がすでに形成されたアイデンティティを毀損することにある。一定の制度のもとでその制度設計と分かちがたく確立したアイデンティティが、制度依存的であるからという理由で容易に毀損されてよいとは思われない。個人は制度も含め自己を取り巻く環境の中で相互に影響を受けながら人格を形成していくものだからである。国籍に関するアイデンティティもまた、憲法13条を根拠とする人格権によって保護されると解すべきであろう。」(110～111頁)

そのうえで館田は、国籍に関する自己決定権と憲法13条の関係について、「国籍の得喪を本人の意思にかからしめるという国籍自由の原則は、国籍に関する自己決定権を国籍制度の中に組み込むことを要請する。この要請もまた、憲法一三条を根拠に導かれるものでであろう。」(111頁)として、「国籍の変動に関しては、憲法二二条二項を前提とすれば国籍の恣意的剥奪は禁止されるというのがベースラインとなるはずである」(111～112頁)とする。

#### **(10) 近藤敦「第1審意見書」(2019年) (6) 近藤敦「人権法」44頁(2016年)、甲93**

「日本国憲法22条2項の沿革は、イギリスなどからの移民に対して、1868年にアメリカ議会が「国籍離脱は、すべての人民の自然かつ固有の権利」と宣言したことに由来する。しかし、実際には、国籍離脱の自由は、「個人の意思に反して国籍の離脱を強制されない自由」の側面も重要である。「自己の意思に反して国籍を離脱しない自由」、すなわち「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」を「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める憲法13条と結びついた憲法22条2項の「国籍を離脱する自由」が保障している。後述するAfroyim v. Rusk, 387 U.S.253 (1967)およびVance v. Terrazas, 444 U.S.252(1980)にみるように、国籍離脱の強制について、立法裁量に制約を課するのが今日のアメリカの重要な判例法理である。国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制限されており、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない。特別に国家の安全や国益を脅かす事例を除き、一般に、通常の帰化などにより外国の国籍を取得しただけで日本国民の国籍を剥奪する場合に、やむにやまれぬ政府利益があるものとはいえない。」

#### **(11) 木棚照一「逐条国籍法—課題の解明と条文の解説—」(2021年)、甲156、204**

国籍法の権威である木棚照一は、国籍単一の原則は、国籍立法上の理念ではあるものの、実際には「どこまでも、国籍立法上の理想の一つ」に過ぎず、でき得る限り、無国籍および重国籍を防止すべきであるとするものに過ぎず、この原則を徹底させることは不可能であると解説するとともに(34～36頁)、国籍法11条1項の前身である明治国籍法20条について、「一国に不忠不義なる者に科する人為的制裁を意味」する(三輪富十・岩崎勝三郎『国籍法注釈』(榊原文盛堂・小林仙鶴堂、1899(明治32)年)とする解説がなされていたことを指摘している(546頁)。

木棚はまた、自己の志望によって外国国籍を取得するからといって、当然に本人が従来 of 国籍を放棄する意思を有しているとするのは一つの擬制に過ぎず、実際には従来 of 国籍を放棄する意思を有していない場合もあり得るのであり、比較法的に見ても、日本の国籍法のように志望による外国国籍を取得を無条件に自動的国籍喪失原因とする国のほか、自国外に住所を有することやその外国に住所を有することを条件として国籍喪失原因とする国、志望による外国国籍取得を当然に国籍喪失原因とせず、別に国籍離脱の意思表示をすることによって国籍喪失の効果が生じるとする国、志望による外国国籍の取得の場合であっても国家の許可を得なければ国籍喪失の効果が生じないとする国があることを指摘し(547頁)、国籍法11条1項による日本国籍の喪失は、本人が従来有していた国籍を離脱する意思を有しないときでも生じるので、むしろ志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果とみるべきであるから、個人の意思による国籍の喪失と区別すべきであると論じている。(547頁)

木柵は、国籍が各国の主権事項とされている点からみれば、一つの国の国内法のみによって国籍単一の理想を実現することはそもそも無理であると解されること、ある人が外国に帰化し、又は外国の国籍を選択したことによりその国の国籍を喪失すると規定したとしても、そのような外国の国籍に関する正確な情報を得ることは、帰化について相互通報合意が極めて少数の国との間でしか実現できないことによって、国家が他の外国にある者がその国の国籍を持つかどうかを調査し、正確に複数国籍者を把握することは原則的にはできず、結局、本人が正確にその事実を認めるかどうか依存せざるを得ないことを指摘し、現在の民主主義的な諸国における国籍を自由で平等な人々の社会契約に基づく法律関係として捉える立場からみると、偶然見つかった複数国籍者のみに国籍喪失届を強要することは、正義に反する不公正な行為ということになり、これを許す国籍法11条1項は憲法14条の法の下の平等、憲法13条の幸福追求権等の憲法上の人権条項に反する疑いがあり、かつては多くの国で採られていた同条項のような規定を採る国が減少しているのはこのことに関連すると考えられると論じている（550～551頁）。国籍法11条1項は外国籍を取得した日本国民の間に実質的公平に反する現象を広く生じさせざるを得ない規定であり、1997(平成9)年頃には、毎年3万人程度の複数国籍の可能性を持つ人が生じており、複数国籍の申請をめぐる実質的不公平の弊害が顕著になっていたと論じている（556～558頁）。

さらに木柵は、「国籍変更の自由の保障」については、明治国籍法の時代と異なり国籍離脱の制度が国籍法13条に別に定められているから、国籍法11条1項の立法理由として国籍変更の自由を持ち出すのは不適切であると論じている（556頁）

国籍法11条1項の違憲性は、国連難民高等弁務官事務所の「無国籍に関する第5ガイドライン」中の「専断的（恣意的）な国籍剥奪」を防止するためのガイドライン（2020年5月）に則って検討されるべきとする（556～557頁）。

## **(12) 毛利透「国籍法11条1項の合憲性」（法学教室2021年6月号所収）、甲203**

毛利透は、東京訴訟の簡潔な評釈で、

「国籍を離脱する自由は、離脱したくないと考えている者の「離脱させられない権利」を含むと解釈することが憲法の趣旨にかなうという帰結を導くことは、人権保障にある程度積極的な憲法解釈を行うつもりになれば、さほど困難ではないはずである」

と指摘している。これは、東京地裁判決が、日本国籍剥奪が個々の日本国民にもたらす被害の重大性をまったく考慮せず、人権保障にわずかでも積極的ではなかったことに対する婉曲的な批判である。毛利はさらに続けて、次のとおり述べる。

「とはいえ、本判決は、「日本国籍を意思に反して奪われない」という利益が憲法に照らして尊重されるとしても、国籍法11条1項はその利益への合理的制約といえるとする。そこでは、自らの意思による外国籍取得の場合には事前に国籍選択の機会があることが重視されているが、だとすれば結局、この場合にはそもそも意思に反する国籍剥奪は存在しないということになろう。しかし、原告らにとっては、外国籍を取得する際にこのような選択を迫られること自体が権利侵害だと感じられていたはずである。世界的な重国籍の広がり示すように、「婚姻」の意味と同様、「国籍」の意味も変化しつつある。国側が、外国籍の取得は日本国籍の放棄をも含意しているという「擬制」（木柵照一『逐条注解 国籍法』〔日本加除出版、2003年〕339頁）に固執しても、そう考えない人々が増加することは止められない。そのとき、いつまでこの「擬制」が説得力を有しつづけられるだろうか。」

ここで毛利は、まず東京地裁判決が、①国籍法11条1項の理解として、自らの意思による外国国籍取得の場合には事前に国籍選択の機会があることを重視し、国籍法11条1項は意思に反して日本国籍を剥奪する規定ではないととらえていること、及び、②外国国籍の取得は日本国籍の放棄をも含意しているという「擬制」に立脚していることを指摘している。そのうえで毛利は、③「世界的な重

国籍の広がりが見えるように、「婚姻」の意味と同様、「国籍」の意味も変化しつつある」という現実と、④その結果として、外国国籍の取得は日本国籍の放棄をも含意しているという「擬制」の正当性はますます失われていくばかりであり、国も遠からずこの「擬制」に固執できなくなるであろうという見通しを示している。

### （13）江島晶子「重国籍を認めない規定の合憲性」（2022年）、甲220

江島晶子は、令和3年度重要判例解説に発表した評釈で、東京地裁判決の内容を概説したうえで、まず、（1）社会背景として、①国籍法制定時と現代では社会が大きく変化し、人の国際移動や国際結婚が増加し、国籍が人権の保護、公的資格の付与、公的給付等を受ける前提である点や、個人のアイデンティティという点から、個人にとっての国籍の重要性が強調されること、②無国籍の防止解消が強く要請される一方、複数国籍の防止解消の要請は後退しており、複数国籍を認める国も約75%に増加したこと、③国際人権法は国籍に対する権利を人権として認めていることを指摘し、これら①乃至③の動向を背景として国籍取得の基準や国籍法制のあり方自体を見直すべきとの指摘があることを挙げた。

続けて江島は、（2）学説の状況として、①憲法22条2項は「離脱を妨げてはならないという消極的権利だけでなく、離脱するための規定を設ける制度創設義務を課すと解し、国籍を離脱する権利の行使の保障が目的なので、離脱する意思がないことを明示する者に対して外国国籍取得を理由として日本国籍を失わせることは本末転倒の法解釈だ」とする見解（柳井健一）、②憲法22条2項の「国籍を離脱する自由」は「自己の意思に基づいて離脱する自由」を意味し、「自己の意思に反して離脱しない自由」、「恣意的な国籍剥奪の禁止」を含むとする見解（近藤敦、館田晶子）、③国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成・保持されており、それが個人の人格とも関わるため、国籍の剥奪がすでに形成されたアイデンティティを毀損することを指摘し、憲法13条を根拠とする人格権や国籍に関する自己決定権によって、取得した国籍を恣意的に奪われない国籍保持権が保障されるという見解（館田晶子、前掲書）を紹介する。

そのうえで江島は、（3）「国籍法11条11項の合憲性——重国籍防止解消との関係」について、上記（1）の動向からすると「立法事実の検証を含め再検討すべき時を迎えている」と論じ、さらに（4）「憲法と国際法」について、「自己の志望による外国国籍の取得が、従来の国籍を放棄する意思を有していたとするのは、ある時点の社会を前提として採用された擬制」であり、「人の国際的移動や国際結婚の増加を踏まえると、この擬制の妥当性は人権の観点から再検討が必要である」（毛利評釈、前掲書）として、「20世紀初期では国籍法の抵触解消にもつばら関心があった国際法は、現在、人権という観点から国籍に対峙しており、これと憲法との再調整が望ましい」と論じた。

### （14）国友明彦「国籍法11条1項の憲法適合性」（2022年）、甲221

国友明彦は、江島と同じく令和3年度重要判例解説に発表した評釈で、「UNHCRの国籍の喪失・剥奪に関する第5ガイドライン」に照らして国籍法11条1項は「国籍を喪失させるという手段との関係で比例性、相当性を持たない」とした木棚文献などを紹介したうえで、この問題は「比例原則（憲法13条）違反の問題と考える。結論的には木棚説におおむね賛成である。」と論じ、さらに「重国籍の防止という立法目的はおおよそ合理的でないとは言えないとしても、一般的には日本と人格的つながりを有している者の日本国籍を喪失させることを相当とするほどのものではない。」「重国籍の弊害の発生する具体的な危険性があるとしても国籍選択制度の運用で対処できよう。」と論じた。

### （15）高佐智美「国籍法の日本国籍剥奪条項の合憲性——国籍法11条1項違憲訴訟」（2022年）、甲210

高佐智美は、国際人権法学会の「国際人権」第33号に発表した評釈（2022年10月）で、①外国籍の取得をもって自動的な日本国籍の喪失を定める国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項違反といえること、②複数国籍の防止という立法目的は今日においてはすでに合理性は失われたと解するのが適切であること、③国籍の得喪にあたり個人の自由意志を尊重する国籍自由の原則からすれば、本人の意思確認を必要としない自動的な日本国籍喪失は国際人権法違反といえること、④事後的な国籍選択制度や例外措置を設けることが法技術的に可能であるにもかかわらず、それを行わず、場当たりの国籍剥奪を認めている国籍法11条1項は、合理的な理由のない差別であることなどを指摘し、⑤国籍法11条1項は一刻も早い法改正が行われるべきである、と論じた。

高佐はまた、場当たりの国籍剥奪の例として、2014年にノーベル賞を受賞した中村修二氏が2005年に米国籍を取得していたことがノーベル賞受賞をきっかけに明らかになり、その結果、パスポートの更新が認められず取り上げられることになったという事案を紹介している。

### **（16）近藤敦「国籍離脱の自由の規範内容と複数国籍の合理性」（2022年）、甲213**

要点の一部をいくつかを以下に挙げる。

憲法10条に基づく国籍の立法裁量原則は、かつての国家主権万能の時代の無制約なものではなく、今日、その規範内容は、恣意的な国籍剥奪禁止原則などの国際慣習法、憲法の基本原理、憲法22条2項、13条、14条1項の人権規定、及び98条2項との体系的解釈により、大きく制限されている（106頁）。

憲法22条2項は日本国籍を離脱しない自由も保障している。もし仮に「自由」は作為の自由しか意味しないとの理解に立てば、たとえば、憲法21条1項の表現の自由は、沈黙の自由を保障せず、憲法20条1項の信教の自由は、信仰を強制されない自由を保障するものではないことになる。憲法22条2項は人権保障規定の一つとして憲法第3章に置かれているところ、「大多数」の日本国民は、原告のように居住国の国籍を取得しても日本の国籍の離脱を望んでおらず、「極めて少数」の人しか日本国籍の離脱を望んでいないのが実態であり、仮に憲法22条2項が「離脱する自由」しか保障していないとすれば、日本国籍の離脱を望まない大多数の日本国民にとって、同条項は人権保障の規定ではなく、日本国籍剥奪という極めて重大な人権侵害を看過し正当化する規定に過ぎなくなるが、このような結論を導く憲法解釈に対して、「個人の尊重」を掲げ「自由」に対して国政上「最大の尊重」を求める憲法13条所定の「基本的人権の尊重」の基本原則からは、疑問である（107～110頁）。

国籍離脱の自由には「離脱を妨げられない自由」「国籍を変更する自由」と②「国籍を離脱しない自由」（「国籍離脱を強制されない自由」「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」）が含まれており、当初、君主主権の君主制国家（かつての大英帝国や大日本帝国）の臣民としての地位である国籍を離脱して国民主権の民主国家（米国など）の主権者たる市民の地位である国籍を取得することが問題とされた時代には①の「国籍変更の自由」の側面がクローズアップされたが、国民主権の民主国家の国民にとっては、②の自己の意思に反して「国籍を離脱しない自由」の側面こそが、人権としての「国籍離脱の自由」の規範内容としては重要である（111～114頁）。

憲法22条2項の「国籍離脱の自由」も、国籍を離脱する自由としての「国籍変更の自由」に限らず、今日、国籍を離脱しない自由としての「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」を保障するものと解釈する必要があること。かつて「ひとたび臣民となった者は永久に臣民である」との永久忠誠が問題であった君主主権の時代には、国籍変更の自由が重要な意味を持っていたが、国民主権下の民主国家では国籍変更の自由は、もはや自明のことであり、しかも、諸外国の憲法と比べても、珍しく、あえて日本国憲法が明文で「国籍離脱の自由」を掲げている以上、その内容を国籍変更の自由の意味にとどまると解すべきではない（111～114頁）。

国民主権原理に即して考えたとき憲法22条2項は「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」を保障するものであるととらえるべきであり、また、同権利の制約は憲法13条の幸福追求権の制約として必要最小限でなければならないから、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されず、特別に国家の安全や国籍を脅かす事例を除き、一般に、通常の帰化などにより外国の国籍を取得しただけで日本国民の日本国籍を剥奪する場合にやむにやまれぬ政府利益があるとはいえない（111～114頁）。

「国籍を離脱する自由」「国籍変更の自由」は、君主主権原理に対応した主要な規範内容であり、「国籍を離脱しない自由」が、国民主権原理に即した国籍離脱の自由の主要な規範内容であること。国籍離脱の自由のこのような両義的な内容が国民主権下の憲法13条の「生命、自由及び幸福追求」の権利にとっては不可欠であること。この不可欠性は、憲法22条2項の淵源である米国の1868年7月27日の法律1条で宣言されていること。日本国籍を離脱しない「自由」の制約は、自由及び幸福追求に対する国民の権利は立法その他の国政上最大の尊重を必要とするとされている以上、必要最小限のものでなければならず、「やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない」と解すべき（111～114頁）。

複数国籍による外交保護権の衝突のおそれについては、これを解決するための国際慣習法上のルールが存在しており、日本政府は当該ルールを遵守する憲法上の義務を負う。納税義務も、アメリカを除き多くの国の基本は、国民にではなく、住民に対して課されるので衝突はない。また、アメリカが高額所得の在外邦人に所得税を課すことは、単一国籍でも複数国籍でも同じなので、複数国籍の問題ではない。兵役義務の衝突は、徴兵制度が禁止されている現憲法下では生じ得ない。重婚の発生は、複数国籍とは無関係である（115～118頁）。

複数国籍を肯定する大多数の国では、複数国籍は、国の安定を促進し、個人の社会参加の可能性を広げ、「公共の福祉」にかなうものだとされている。また、複数国籍は、平和主義、民主主義、人権擁護などを促進する手段として歓迎され、国の安定、移住者の統合、移住者の安定した将来計画、移住者の複合的なアイデンティティへの対応に役立つとされている。平和主義、民主主義（国民主権）、人権擁護は、まさに日本国憲法の基本原理であり、複数国籍の肯定は憲法の基本原理上の要請であるといえる。一方、複数国籍を認める国に住む日本国民が、居住国の国籍を取得しつつ日本国籍を保持することに、実は何の問題もない（115～118頁）。

複数国籍の弊害の議論よりも、複数国籍の有益性の議論の方がはるかに優越している（117頁）。

平和主義、民主主義（国民主権）、人権擁護は、日本国憲法の基本原理であり、複数国籍の容認・肯定は憲法の基本原理上の要請であるといえる（107～122頁）。

通説が、世界人権宣言15条2項（「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」）の後段が「国籍を変更する権利」について定めていることを解釈指針として、憲法22条2項は無国籍となる自由を保障するものではないとするのと同様に、世界人権宣言15条2項の前段が「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ……ない」としていることを解釈指針として、憲法22条2項は日本国籍の専断的（恣意的）剥奪を禁止すると解することができる（121頁）。

#### **（17）松井茂記『日本国憲法（第4版）』3頁、129頁、343～344頁（2022年）、甲214**

憲法学者の松井茂記は、上記（2）の書籍の改訂版（2022年12月）で、東京訴訟の第一審判決を紹介したうえで、「国籍を保持する権利は最も基本的な国民の権利であり、二重国籍が既に多くの国で認められている現在、二重国籍を否定しなければならないやむを得ない利益があるとは思われない」と論じ、国籍法11条1項は「憲法10条に違反し違憲無効だと考えるべきであろう。」と論じた（129頁）。

松井はまた、同書で、日本国籍を取得し、保持し、自らの子どもに日本国籍を伝える権利を憲法10条は保護しており憲法10条は市民権保障規定であると位置づけ（3頁）、「日本という政治共同体のすべての構成員は、日本国民としての地位を保障されている。これが市民権である。憲法10条は、このような市民権を全ての日本国民に保障していると解されるべきである」（343頁）とし、「日本国民はその日本国籍を不当に剥奪されない権利を有している。日本国民から日本国籍を剥奪する場合には、やむにやまれない利益のための不可欠な手段であることの証明を必要とする厳格審査が適用されるべきである。二重国籍を否定し、外国の国籍を取得した場合に日本国籍を否定することは、明らかに違憲と考えられる。」（344頁）とした。

#### **（18）菅原 真『「『国籍唯一の原則』の再検討』——MACIMIDEの調査結果にみる重国籍容認国の国際的拡大——」（2023年）、甲216**

「重国籍の容認論の多くは、重国籍者の増大という現実が出発点となっている。例えば、金子宗徳は、「経済のグローバル化を背景として、国境を越えたヒトの移動がますます活発になることが予想される。その上、（…）現実問題として重国籍をなくすことは困難だ。諸外国において重国籍者を許容する動きがみられることも鑑みて、現状を追認する形で国籍法を改正すべきであろう。」と論じている。／かつて国籍法の合憲性が争われた「シャピロ・華子事件」の第一審判決は、「憲法10条の（…）規定は、国籍の得喪についていかなる基準も法律で自由に定めることができるとしているものではなく、国籍の得喪に関する事項が憲法事項であるとの前提に立つたうえで、その内容の具体化を法律に委任したものであり、右立法による具体化にあたっては、憲法の各条項及びそれらを支える基本原理に従いこれと調和するように定めるべきことを要求しているものと理解すべきである。」と判示していた。この問題の重要な論点の一つは、国籍法の憲法的統制である。時間の経過とともに世界の多くの国々が重国籍を容認する法制になっている現在、重国籍から生じる諸問題について諸外国ではどのような対応をしているのかを一つひとつ検証し、憲法22条2項の解釈として導き出される「国籍を離脱しない権利」の意義を再確認したうえで、自己の意思に反する日本国籍の剥奪の不合理性を承認することが求められていると考える。」（60頁）。

#### **（19）松本和彦「憲法Ⅰ 基本権 第2版」 宍戸・松本、340～341頁（2023年）、甲228**

松本和彦は、上記（4）の改訂版で、「国籍離脱の自由は、国籍を離脱しない自由、すなわち、現在有している日本国籍を喪失させられることのない自由も含むと解される。それゆえ、国籍を恣意的に剥奪されない自由も、ここで保障される。…仮に二重国籍防止の正当性が失われたら、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失も、国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになろう。」との見解を維持したうえで、第1審判決について、「国籍を離脱しない自由の保障をそもそも否定し、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失が国籍離脱の自由を何ら制限するものではないと見なすことには疑問がある」とする。

#### **（20）近藤敦「世界人権宣言15条2項と恣意的な国籍剥奪禁止」（2023年）、甲235**

甲213（上記（16））を大幅に増補し、本件訴訟の原審判決の批判も加えたもの。

#### **（21）高佐智美「時代の変化に取り残された国籍法11条1項」（2023年）、甲236**

本件訴訟の原審判決に対する批判的な評釈。